

更新申請に係る処分の延期通知省略の同意欄設置について

現在、更新申請については、有効期間満了日の60日前から申請が可能となっておりますが、申請に対する処分は、有効期間内であっても申請日から30日以内に行わなければならない、30日を超える場合には、被保険者に対して処分までの処理見込期間とその理由の通知を行うこととなっております。

しかしながら、要介護認定者数が増加している現状においては、更新申請に対する処分について、多くの市町村で延期通知を发出せざるを得ない状況であることから、延期通知の发出が業務負担となったり、有効期間内に延期通知を受け取った被保険者に混乱を招いたりしているとの指摘がありました。

こうした状況を勘案し、厚生労働省は、「更新申請については、有効期間内に要介護認定を行うことができる場合であれば、事前に被保険者等に説明し同意を得るなど適切に被保険者等の理解を得た上で、申請日から30日を越えて処分を行う場合であっても延期通知を省略する取扱としても差し支えない」と平成24年2月に開催した全国介護保険保健福祉担当課長会議の資料で周知を行いました。

これを受けて川崎市では、これまでのところ各区にて処分延期に関する理解を得るよう対応しておりましたが、今後ますますの申請件数の増大が見込まれる中、延期通知省略の各区運用による理解の取りつけが困難になってくるとおられることから、認定申請書の同意欄に新たに「私は、認定更新申請から30日以内に更新の認定がされない場合でも、現在の認定の有効期間内に認定の結果が通知されるのであれば、認定延期通知の省略に同意します。」との文言を追加し、申請書で延期通知省略の同意を求めることとします。